

社会福祉法人あすなろ会 役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規程に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 非業務執行理事とは理事長及び職員との兼務役員以外の役員をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行の伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長には年額で300,000円を支給する。
- (2) 評議員及び非業務執行理事等には、会議の出席等必要に応じて別表1の通り支給する。
- (3) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員には支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務を行うにあたって負担した費用については、実費を原則として支給する。

- 2 前項の規程にかかわらず、職務のために出張したときは別に定める旅費規定に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎年3月に開催される理事会の開催日とする。
- (2) 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融口座に振り込むことができる。
- (3) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- (4) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和4年7月1日より施行する。但し、理事長の報酬については年額のため令和4年4月1日より施行する。

別表1

職 務 内 容	日 額
評議員会、理事会等会議への出席	5,000 円
監事監査への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務ための出勤	5,000 円